

京都・和食の祭典2024～京の食文化発信～（仮）開催事業業務委託に係る質問及び回答について

質 問	回 答
<p>1 会場がみやこめっせ1階展示場及び岡崎公園一帯とありますが、みやこめっせ1階展示場全て使用出来るのか。また、岡崎公園一帯とはどこまで使用可能出来るのか。</p>	<p>・みやこめっせ1階第2展示場半面（A B面）が利用可能です。</p> <p>・岡崎公園一帯は、岡崎公園（別添1 平面図赤枠内）及びローム・スクエア（別添2 平面図A及びB）が利用可能です。</p> <p>【別添1 平面図出典：岡崎公園利用要項（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課） 別添2 平面図出典：ローム・スクエアその他の構内地の利用にかかる規程（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）】</p>
<p>2 みやこめっせ1階展示場及び岡崎公園一帯は設営及び撤収含め何日前から何日後まで使用可能か。</p>	<p>・みやこめっせ1階第2展示場は令和6年2月25日（日）午前（9時から13時まで）及び午後（13時から17時まで）利用可能です。なお、早朝（7時から9時まで）及び夜間（17時から22時まで）は延長利用となりますが、利用可能です。</p> <p>・岡崎公園は令和6年2月23日（金）から25日（日）まで利用可能です。原則、午前9時から午後10時までとなり、催事等の準備に限り、午前7時から利用可能です。</p> <p>・ローム・スクエアは令和6年2月23日（金）から25日（日）まで利用可能です。全日9時から22時までとなります。</p>
<p>3 みやこめっせ1階展示場及び岡崎公園一帯の会場使用料について記載がないが負担しなくてよいのか。</p>	<p>本事業で使用する会場に係る経費（附属設備利用料を含む）については、受託者による負担となります。</p> <p>※以下の全ての会場を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやこめっせ1階第2展示場半面（A B面）、地下1階大会議室、第3会議室 ・ローム・スクエアA及びB ・ロームシアター第1会議室、第2会議室 ・岡崎公園
<p>4 共同企業体で参加する場合、納税証明書類は代表1社のみ添付でよいのか。</p>	<p>共同企業体の構成員全ての法人・任意団体について添付が必要です。</p>